

会 議 録 (概要)

会議の名称	第7回 佐渡文化財団設立準備会
開催日時	平成30年2月7日(水) 13:30~14:30
場 所	金井コミュニティセンター 2階 大会議室
議 題	(1) 佐渡文化財団の定款について (2) 第5回及び第6回設立準備会の会議録の確認 (3) 第8回準備会の日程とテーマについて
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	有識者 9名 事務局(理事者) 市長:三浦 基裕 副市長:藤木 則夫 (企画課) 課長:岩崎 洋昭 主任:源氏 諭史 (観光振興課) 課長:祝 雅之 (社会教委課) 課長:越前 範行 (社会教育課佐渡学センター) 次長:岡部 欽也 主任:鶴間 基宏 主任:石渕 裕作
会議資料	1. 一般財団法人 佐渡文化財団の定款(案) 2. (参考) 事業と定款における収益事業の記載例 3. (参考) 評議員・役員等比較検討資料 4. 第5回設立準備会会議録 5. 第6回設立準備会会議録
傍聴人の数	0人
会議録作成者	社会教育課佐渡学センター文化振興係 主任 石渕裕作

会議の概要（発言の要旨）	
議題・発言・結果等	
決定事項	<p>○一般財団法人 佐渡文化財団の定款を決定した。</p> <p>○第8回準備会は2月23日（金）の13時30分から、テーマは財団の「組織体制と予算」に決定した。</p>
会議概要	<p>○一般財団法人 佐渡文化財団の定款（案）について協議した。</p> <p>○第5回及び第6回設立準備会の会議録の確認の依頼を行った。</p> <p>○第8回準備会の日程とテーマについて確認した。</p>
発言要旨 岡部次長	<p>（1）佐渡文化財団の定款について</p> <p>資料の定款（案）につきましては、市販の財団法人設立に関する書籍及び佐渡スポーツ協会など、市が設立者となっている類似団体の定款を参考に作成してあります。</p> <p>定款（案）の内容は全部で53条ありますが、準備会に諮りたいのは、マーキングしてある部分（※）になります。</p> <p>まず、事業についてです。事業は第1回からの準備会での議論を踏まえ、次のとおり記載しています。</p> <p>「第4条、この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伝統文化の継承活動の奨励及び支援</li> <li>(2) 伝統文化及び文化財の保護に関する支援</li> <li>(3) 伝統文化及び文化財を活用した文化振興</li> <li>(4) 歴史、芸能、工芸などの記録、文化資料の保存及び調査</li> <li>(5) 佐渡の文化の振興を図るための意識啓発及び情報発信や国際文化交流</li> <li>(6) 文化行事の開催その他市民が文化に触れる機会の充実に係る事業</li> <li>(7) 市民による自主的な文化活動の支援並びに文化活動を担う人材育成</li> <li>(8) 文化施設の管理運営に関する事業</li> <li>(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>第5条、この法人は、前条の事業を推進するため、必要な収益事業を行う。」</p> <p>この記載内容でよろしいか協議をお願いします。</p> <p>※事業、評議員の定数・任期・報酬、役員（理事・監事）の定数・任期・報酬</p>

会議の概要（発言の要旨）		
議題・発言・結果等		
発言要旨	A氏	<p>執行部の伝統文化の部分に重きを置くという意味で、こういった記載になっているかと思います。</p> <p>皆さんからご意見を伺いたいと思います。</p>
	B氏	<p>（２）と（３）をひとつにまとめてはどうでしょうか。</p>
	A氏	<p>今出た意見を踏まえ、（２）と（３）を一本化したいと思います。</p>
	C氏	<p>「伝統文化及び文化財の保護、活用に関する支援と振興」でいかがでしょうか。</p>
	岡部次長	<p>ありがとうございます。その表現で記載したいと思います。それ以外の記載内容はそのままでもよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」の声あり。）</p> <p>それでは、次の評議員の定数に移りたいと思います。定数は次のとおり規定しています。</p> <p>「第12条、この法人に、評議員3人以上10人以内を置く。」協議をお願いします。</p>
	A氏	<p>評議員会の定足数はどれくらいですか。</p>
	石渕	<p>過半数になります。定款に定めれば加重することもできます。</p>
	C氏	<p>類似団体の状況は分かりますか。</p>
	石渕	<p>参考資料の「評議員・役員等比較検討資料」の1頁に佐渡スポーツ協会等の状況を記載してありますので、ご確認ください。</p>
	鶴間	<p>評議員は、法人の最高決議機関である評議員会の構成員になり、重要かつ強大な権限を有します。そのため、法人の規模の大小にかかわらず、人数が少なすぎると、特定の利益に偏り、公正かつ適切な運営が行えない可能性があります。逆に人数が多すぎると、意思決定に時間を要し、運営に支障をきたすことが考えられます。</p>

会議の概要（発言の要旨）		
議題・発言・結果等		
発言要旨		これらのこと及び類似団体の状況を踏まえ、上限は10人が妥当ではないかということで、3人以上10人以内と記載しています。
	A氏	とのことですが、よろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。）
	岡部次長	ありがとうございます。 次に評議員の任期になります。 「第14条、評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。」 長々と書いてありますが、任期は原則4年になります。 類似団体の状況につきましては、先ほどの「評議員・役員等比較検討資料」に記載してありますが、どの団体も4年となっています。 協議をお願いします。
	A氏	ご意見があればお願いします。 特になければ、これでよろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。）
	岡部次長	ありがとうございます。 次に評議員の報酬になります。 「第15条、評議員は、無報酬とする。 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。」 評議員会の際の費弁等は支払いができるという規定になります。 類似団体の状況につきましては、「評議員・役員等比較検討資料」に記載してありますが、スポーツ協会は同様の規定となっています。財団によっては、報酬及び費弁等は一切支払わないというところもありますし、両方とも支払うというところもあります。 協議をお願いします。

会議の概要（発言の要旨）

議題・発言・結果等

発言要旨	C氏	佐渡市は、どういった理由で無報酬にしたのですか。
	三浦市長	佐渡市として立ち上げる財団なので、同じく佐渡市が設立したスポーツ協会と差異がないようにしたいという考えからです。
	A氏	とのことですが、よろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。）
	岡部次長	ありがとうございます。 では、次に役員の定数になります。 「第26条、この法人に、次の役員を置く。 理事 3人以上5人以内 監事 2人以内 理事のうち1人を理事長とし、専務理事及び常務理事をそれぞれ1人置くことができる。 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。」 協議をお願いします。
	C氏	理事が5人以内というのは、どういった考えからですか。
	岡部次長	理事会が財団の業務執行機関となりますが、理事会の構成員である理事の数があまり多いと理事会の開催が困難になる恐れがあります。フットワークを軽くし、スムーズに業務執行等の決定を行いたいという観点から、5人以内としています。
	C氏	現場をよく知っているDさんやEさんの意見を伺いたいです。何人置くのかは別として、人数の幅としてはどうなのか。
	D氏	何名とはなかなか言いづらいですが、事業を行ううえで、それぞれの分野からと考えると、感覚的に理事が10人位で

会議の概要（発言の要旨）		
議題・発言・結果等		
発言要旨		評議員が5人位かなと思います。
	三浦市長	個人的には、逆のほうがいいかと思います。 評議員は経営チェック機関になりますし、理事は業務執行機関になります。 評議員は、それぞれの方面からしっかりと、かつ、客観的に監督するために10人くらいは必要だと考えます。 設立当初は、頻繁に臨時理事会の開催が必要になると思われます。理事会は理事の過半数の出席が必要ですが、あまり人数が多いと、開催が困難になり、業務執行に支障をきたす恐れがあります。
	E氏	私も、Dさんと同じで、理事は10人くらいの人数が必要かなと思います。 定款に3人以上10人以内と定めても、必ずしも上限いっぱいの人数の理事を置かないといけない訳ではない。 また、5人以内と縛りをかけてしまうと、将来的に法人運営をしていくなかで必要となった際に困る場合もある。ある程度の幅は持たせておいたほうがよいのではないかと思います。
	A氏	難しい問題ではありますが、DさんとEさん、そして、執行部の意見を踏まえ、「3人以上7人以内」でどうでしょうか。 よろしいですか。 （「はい。」の声あり。）
	岡部次長	ありがとうございます。 監事の人数は「2人以内」でよろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。） では、次に役員の任期になります。条文は読み上げませんが、理事の任期は、2年。監事の任期は、4年と考えていますが、よろしいでしょうか。
	D氏	理事及び監事の任期は普通何年なのですか。
	石渕	原則、理事が2年で監事が4年になります。

会議の概要（発言の要旨）		
議題・発言・結果等		
発言要旨		定款に定めれば、短縮することも可能です。ただし、監事の任期は、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」が限度です。
	A氏	他にご意見はございますか。 よろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。）
	岡部次長	ありがとうございます。 役員の報酬になります。 「第32条、理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。」 協議をお願いします。
	石渕	評議員の報酬を決定する際に、市長から「佐渡市として立ち上げる財団なので、同じく佐渡市が設立したスポーツ協会と差異がないようにしたい。」というご意見がありました。 スポーツ協会の定款には「理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の議決によって定める。」とあり、実際どうなっているか確認していません。 市長、ご存知でしょうか。
	三浦市長	常勤の理事に対しては、評議員会で決めた報酬が支給されていると思われます。専務理事は定額の月額報酬。常務理事は日額報酬の上限有だったと思います。
	石渕	ありがとうございます。
	A氏	この内容でよろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり。）

会議の概要（発言の要旨）		
議題・発言・結果等		
発言要旨	岡部次長	ありがとうございます。 協議事項は以上になりますが、他の条項について何かご意見はありますか。
	C氏	一つ確認です。 理事会は全ての理事で構成するのは分かるのですが、監事は構成メンバーに入らないのですか。
	鶴間	入ります。
	A氏	他に何かございますか。 (意見なし。)
	岡部次長	事務局としては、本日、定款案を提案して、ご意見によっては次回の準備会で決定と考えていましたが、この場で決定ということよろしいでしょうか。 (「はい。」の声あり。)
石渕	○第5回及び第6回設立準備会の会議録の確認 ご確認いただき、修正等あれば、金曜日までにご連絡をお願いします。	